

笛吹市告示第 156 号

笛吹市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 10 月 1 日

笛吹市長 山 下 政 樹

笛吹市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子育て世代が理想の子どもの数を実現できる住環境を整備するとともに、脱炭素社会の実現、地域の防災力の向上、地域の住宅産業の振興等を図るため、「やまなし KAITEKI 住宅」を建築又は取得するための経費に対してやまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で補助金を交付することに關し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号。以下「規則」という。)に規定するものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅法」という。)第 2 条第 1 項の住宅をいう。
- (2) 建築 長期優良住宅法第 2 条第 2 項の建築をいい、新築、増築、改築を含む。
- (3) 認定住宅 やまなし KAITEKI 住宅指針(令和 7 年 3 月 25 日付け建住第 5132 号)に定める KAITEKI 住宅基準を満たし、やまなし KAITEKI 住宅認定制度要綱(令和 7 年 3 月 25 日付け建住第 5160 号。以下「認定要綱」という。)第 3 条第 3 項の認定を受けた次の表に掲げる住宅をいう。

認定住宅の種類(ブランド名称)	適合状況
やまなし KAITEKI 住宅	KAITEKI 住宅基準 1 及び 2
やまなし KAITEKI 住宅／ZERO	KAITEKI 住宅基準 1 から 3 まで
やまなし KAITEKI 住宅／FORET	KAITEKI 住宅基準 1、2 及び 4
やまなし KAITEKI 住宅／ZERO・FORET	KAITEKI 住宅基準 1 から 4 まで
やまなし KAITEKI 住宅リノベ	KAITEKI 住宅基準 1 及び 2
やまなし KAITEKI 住宅リノベ／ZERO	KAITEKI 住宅基準 1 から 3 まで
やまなし KAITEKI 住宅リノベ／FORET	KAITEKI 住宅基準 1、2 及び 4

やまなし KAITEKI 住宅リノベ／ZERO・ FORET	KAITEKI 住宅基準 1 から 4 まで
-----------------------------------	------------------------

- (4) 県内事業者 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可のうち建築工事業の許可を受けている建設業者であって、県内に本店を有する者をいう。
- (5) 共同住宅等 共同住宅、長屋、併用住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (6) 子育て世帯等 次に掲げる世帯をいう。
- ア 子育て世帯 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の子を有する世帯をいう。
- イ 若者夫婦世帯 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の 4 月 1 日時点で夫婦のいずれかが 39 歳以下の世帯をいう。

(補助金の交付対象住宅)

第 3 条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「交付対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、一の住宅(共同住宅等にあっては一の戸)につき、補助金の交付は一回限りのものとする。

- (1) 本市内に存する認定住宅であること。
- (2) 県内事業者が建築の工事を施工した認定住宅であること。

(補助金の交付対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住することを目的に交付対象住宅を建築又は取得した者であること。
- (2) 第 6 条第 2 項の規定による申請を行う日において、交付対象住宅を住民票の住所としていること。
- (3) 認定要綱第 3 条第 4 項の規定によるやまなし KAITEKI 住宅認定通知書(以下「認定通知書」という。)の通知日又は認定住宅を購入した日から起算して 3 か月以内に第 6 条第 2 項の規定による申請を行う者であること。
- (4) 市税(転入者については、転入前の住居地における市区町村税を含む。)を滞納していないこと。
- (5) 笛吹市暴力団排除条例(平成 24 年笛吹市条例第 1 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する

者でないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、認定要綱第4条第1項の確認を求めるよう努めなければならない。

2 申請者は、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 認定通知書の写し

(2) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し

(3) 認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の許可の通知書の写し

(4) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)(第5条の子育て世帯等の区分を確認するため必要な場合に限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、交付すべきものと認めるときはやまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により次に掲げる条件を付して、不適当と認めるときはやまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(1) 交付決定後に補助金の交付決定を受けた事業内容(以下「補助事業」という。)の変更(補助金の目的の達成に支障をきたさない補助事業の変更であって、交付を決定した補助金の額に変更がない場合を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 建築又は取得した認定住宅(以下この条において「取得財産」という。)に係る認定通知書の通知日から起算して10年(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、

担保に供し、又は取り壊してはならないこと。

- (5) 前号の承認を受けようとする者は、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金財産処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還すること。
- (6) 認定要綱第8条第1項の規定により、建築又は取得した認定住宅の認定の取り消しがあったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- (7) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して10年間、整備保管しておかなければならないこと。

(補助金の交付申請の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)に第6条第2項各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはやまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により、不適当と認めるときはやまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金変更(中止・廃止)不承認通知書(様式第7号)によりその理由を付して、承認申請のあった者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 交付決定者は、速やかにやまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求のあった者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 認定住宅に係る法令に基づく処分に違反したとき。
- (3) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第 9 号)により、交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金返還命令書(様式第 10 号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の承認等)

第 11 条 市長は、第 7 条第 1 項第 5 号の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認するときはやまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金財産処分承認通知書(様式第 11 号)により、不承認と認めるときはやまなし KAITEKI 住宅普及促進事業補助金財産処分不承認通知書(様式第 12 号)によりその理由を付して、財産処分承認申請のあった者に通知するものとする。

(状況報告等)

第 12 条 市長は、補助金の交付に関し必要と認めたときは、交付決定者に対し状況の報告又は書類の提出を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定による報告等の求めがあったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までにされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第 5 条関係)

認定住宅の種類	補助対象経費等	補助金の額
やまなし KAITEKI 住宅	1 件当たり 20 万円以上を建築又は取得に費やした場合	子育て世帯等以外の場合 20 万円
		子育て世帯等の場合 40 万円

やまなし KAITEKI 住宅 ／ZERO	1 件当たり 20 万円以上を建築又は取得に費やした場合	子育て世帯等以外の場合	40 万円
		子育て世帯等の場合	60 万円
やまなし KAITEKI 住宅 ／FORET	1 件当たり 20 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 30%以上である場合	子育て世帯等以外の場合	40 万円
		子育て世帯等の場合	60 万円
	1 件当たり 20 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 40%以上である場合	子育て世帯等以外の場合	50 万円
		子育て世帯等の場合	70 万円
	1 件当たり 20 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 50%以上である場合	子育て世帯等以外の場合	60 万円
		子育て世帯等の場合	80 万円
やまなし KAITEKI 住宅 ／ZERO・FORET	1 件当たり 20 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 30%以上である場合	子育て世帯等以外の場合	60 万円
		子育て世帯等の場合	80 万円
	1 件当たり 20 万円以上を建築又は取得に	子育て世帯等以外の場合	70 万円

	費やし、県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 40%以上である場合	子育て世帯等の場合	90 万円
	1 件当たり 20 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 50%以上である場合	子育て世帯等以外の場合	80 万円
		子育て世帯等の場合	100 万円
やまなし KAITEKI 住宅 リノベ	1 件当たり 40 万円以上を建築又は取得に費やした場合	子育て世帯等以外の場合	40 万円
		子育て世帯等の場合	60 万円
やまなし KAITEKI 住宅 リノベ／ZERO	1 件当たり 40 万円以上を建築又は取得に費やした場合	子育て世帯等以外の場合	60 万円
		子育て世帯等の場合	80 万円
やまなし KAITEKI 住宅 リノベ／FORET	1 件当たり 40 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 30%以上である場合	子育て世帯等以外の場合	60 万円
		子育て世帯等の場合	80 万円
	1 件当たり 40 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 40%以上である場合	子育て世帯等以外の場合	70 万円
		子育て世帯等の場合	90 万円

	<p>1 件当たり 40 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 10 m³以上であり、かつ、木材使用量の 50%以上である場合</p>	子育て世帯等以外の場合	80 万円
		子育て世帯等の場合	100 万円
やまなし KAITEKI 住宅 リノベ／ZERO・FORET	1 件当たり 40 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 30%以上である場合	子育て世帯等以外の場合	80 万円
	子育て世帯等の場合	100 万円	
	1 件当たり 40 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 40%以上である場合	子育て世帯等以外の場合	90 万円
	子育て世帯等の場合	110 万円	
	1 件当たり 40 万円以上を建築又は取得に費やし、県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 50%以上である場合	子育て世帯等以外の場合	100 万円
	子育て世帯等の場合	120 万円	